



平成 27 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
代表者名 代表取締役社長 長倉 統己
(コード：3647 東証第二部)
問合せ先 経営管理本部 IR 担当 水野 明男
(TEL：03-5439-6580)

**(訂正) 第三者割当による
第 8 回行使価額固定型新株予約権の発行に関するお知らせ**

平成 27 年 3 月 16 日に公表いたしました「第三者割当による第 8 回行使価額固定型新株予約権の発行に関するお知らせ」の内容につきまして、記載の一部を下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所につきましては、訂正前と訂正後をそれぞれ記載し、下線を付して表示しております。

記

1. 訂正の理由

当社は、平成 27 年 10 月 26 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、調査の結果判明した事実関係及び問題点の指摘と再発防止のための提言を目的とする調査報告書を受領いたしました。

本件調査における当社の関連当事者を精査する過程で、当社代表取締役奥田泰司の近親者が、第三者割当による第 8 回行使価額固定型新株予約権の割当先であるエコ・キャピタル合同会社の社員（出資者）である西宮ソーラー発電合同会社の代表社員であることが判明いたしました。

また、エコ・キャピタル合同会社の社員（出資者）の紹介経緯において事実と異なる記載があることが判明したことから訂正をおこなうものです。

2. 訂正の内容

(訂正前)

P14

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	エコ・キャピタル合同会社	
(2) 本店の所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号	
(3) 代 表 者	業務執行社員 株式会社フロンティアグループ 職務執行者 高橋邦雄 (税理士)	
(4) 事業の内容	有価証券の保有・運用・売買並びにその他投資業務	
(5) 資 本 金	10,000,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 27 年 2 月 25 日	
(7) 発行済株式数	該当事項はありません。	
(8) 決 算 期	2 月	
(9) 従 業 員 数	1 名	
(10) 主 要 取 引 先	—	
(11) 主 要 取 引 銀 行	—	
(12) 社員 (出資者) 及び 出資比率	株式会社クラウド 京都府長岡京市長岡二丁目14番12号 30.0% 有限会社 SUN WORLD 兵庫県宝塚市仁川北二丁目10番11号 30.0% 西宮ソーラー発電合同会社 兵庫県西宮市戸田町3番5号 30.0% 株式会社フロンティアグループ 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号 10.0%	
(13) 代表社員の概要	名 称	株式会社フロンティアグループ
	所 在 地	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 金子嘉徳
	資 本 金 の 額	65 百万円
	事 業 内 容	不動産、不動産証券化商品への投資 各種企業への資本投資、投融資の仲介 匿名組合財産、投資事業組合財産の 運用及び管理
職 務 執 行 者	高橋邦雄 (税理士) 東京都千代田区麴町六丁目4番9号	
(14) 当事者間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。

	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(15)	財政状態及び経営成績	
純	資	産
		10 百万円
総	資	産
		10 百万円
1 株 当 り 純 資 産		—
売 上 高		—
営 業 損 益		—
経 常 損 益		—
当 期 純 損 益		—
1 株 当 り 当 期 純 利 益		—

P 16

7. 割当予定先の選定理由等

(2) 割当予定先を選定した理由

<中略>

その中で、平成 26 年 12 月下旬に、当社代表取締役長倉統己が 10 年来の知人であった株式会社フロンティアグループ（以下「フロンティア社」という）代表取締役金子嘉徳氏に相談し、協議を重ねた結果、平成 27 年 1 月初旬以降、金子嘉徳氏から金子嘉徳氏の知人であり太陽光発電事業の成長性と収益性に興味があり、投資への関心があった中山明氏、島崎由美子氏、佐伯猛志氏に当社事業についての説明がなされ、興味を持っていただいた結果、フロンティア社が投資への意思決定をおこなうことを前提として代表社員及び業務執行社員となり、中山明氏が代表を務める株式会社クラウド、島崎由美子氏が代表を務める有限会社 SUN WORLD、佐伯猛志氏が代表を務める西宮ソーラー発電合同会社が社員となって、当面は当社への投資を前提に、将来的には他社への投資も念頭に設立するエコ・キャピタル合同会社が割当予定先となる引き受けをご提案いただきました。

P 20

7. 割当予定先の選定理由等

(5) 割当予定先の実態

<中略>

平成 27 年 1 月初旬以降、金子嘉徳氏から金子嘉徳氏の知人であり太陽光発電事業の成長性と収益性に興味があり、投資への関心があった中山明氏、島崎由美子氏、佐伯猛志氏に当社事業についての説明がなされ、金子嘉徳氏の意向に賛同され興味を持っていただいた結果、金子嘉徳氏が代表を務めるフロンティア社とともに、中山明氏、島崎由美子氏、佐伯猛志氏の各氏が代表を務める株式会社クラウド、有限会社 SUN WORLD、西宮ソ

ソーラー発電合同会社が社員となるエコ・キャピタル合同会社が設立されました。

P25

9. 今後の見通し

3. 本新株予約権の発行による割当先の選定の相当性について

割当予定先と当社の関係は、当社代表取締役長倉統己が10年来の知人であったフロンティア社代表取締役金子嘉徳氏に相談し、協議を重ねた結果、平成27年1月初旬以降、金子嘉徳氏から金子嘉徳氏の知人であり太陽光発電事業への投資に関心があった中山明氏、島崎由美子氏、佐伯猛志氏に当社事業についての説明がなされ、各氏に興味を持ってもらった後、以下のとおり進んだとのことである。

(訂正後)

P14

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	エコ・キャピタル合同会社	
(2) 本店の所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号	
(3) 代 表 者	業務執行社員 株式会社フロンティアグループ 職務執行者 高橋邦雄 (税理士)	
(4) 事業の内容	有価証券の保有・運用・売買並びにその他投資業務	
(5) 資 本 金	10,000,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	平成27年2月25日	
(7) 発行済株式数	該当事項はありません。	
(8) 決 算 期	2月	
(9) 従 業 員 数	1名	
(10) 主 要 取 引 先	—	
(11) 主 要 取 引 銀 行	—	
(12) 社員(出資者)及び 出資比率	株式会社クラウド 京都府長岡京市長岡二丁目14番12号	30.0%
	有限会社 SUN WORLD 兵庫県宝塚市仁川北二丁目10番11号	30.0%
	西宮ソーラー発電合同会社 兵庫県西宮市戸田町3番5号	30.0%
	株式会社フロンティアグループ 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号	10.0%

(13) 代表社員の概要	名 称	株式会社フロンティアグループ
	所 在 地	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 金子嘉徳
	資 本 金 の 額	65 百万円
	事 業 内 容	不動産、不動産証券化商品への投資 各種企業への資本投資、投融資の仲介 匿名組合財産、投資事業組合財産の 運用及び管理
	職 務 執 行 者	高橋邦雄（税理士） 東京都千代田区麴町六丁目4番9号
(14) 当事者間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	<u>社員（出資者）の西宮ソーラー発電合同会社の代表社員である佐伯猛志氏は、当社取締役であり株式会社エコ・ボンドの代表取締役である奥田泰司の近親者であります。</u>
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	<u>社員（出資者）の西宮ソーラー発電合同会社の代表社員である佐伯猛志氏は、当社取締役であり株式会社エコ・ボンドの代表取締役である奥田泰司の近親者であり、当社の関連当事者に該当いたします。</u> <u>西宮ソーラー発電合同会社は、当社取締役であり株式会社エコ・ボンドの代表取締役である奥田泰司の近親者である佐伯猛志氏が議決権の過半数（100%）を自己の計算において所有している会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。</u>
(15) 財政状態及び経営成績		
純 資 産		10 百万円
総 資 産		10 百万円
1 株 当 り 純 資 産		—
売 上 高		—
営 業 損 益		—

経 常 損 益	—
当 期 純 損 益	—
1 株 当 り 当 期 純 利 益	—

P 16

7. 割当予定先の選定理由等

(2) 割当予定先を選定した理由

<中略>

その中で、平成 26 年 12 月下旬に、当社取締役であり株式会社エコ・ボンズ代表取締役である奥田泰司から合同会社等の組成及び運営ができる人物の打診を受けた当社代表取締役長倉統己が、10 年来の知人であった株式会社フロンティアグループ（以下「フロンティア社」という）代表取締役金子嘉徳氏に相談し、協議を重ねた結果、平成 27 年 1 月初旬以降、フロンティア社が代表社員及び業務執行社員となり、奥田氏から紹介された中山明氏が代表を務める株式会社クラウド、島崎由美子氏が代表を務める有限会社 SUN WORLD、佐伯猛志氏が代表を務める西宮ソーラー発電合同会社が社員となって、当面は当社への投資を前提に、将来的には他社への投資も念頭に設立するエコ・キャピタル合同会社が割当予定先となる引き受けをご提案いただきました。

P 20

7. 割当予定先の選定理由等

(5) 割当予定先の実態

<中略>

平成 27 年 1 月初旬以降、フロンティア社が代表社員及び業務執行社員となり、当社取締役であり株式会社エコ・ボンズ代表取締役である奥田泰司から紹介された、中山明氏が代表を務める株式会社クラウド、島崎由美子氏が代表を務める有限会社 SUN WORLD、佐伯猛志氏が代表を務める西宮ソーラー発電合同会社が社員となるエコ・キャピタル合同会社が設立されました。

P 25

9. 今後の見通し

3. 本新株予約権の発行による割当先の選定の相当性について

割当予定先と当社の関係は、当社取締役であり株式会社エコ・ボンズ代表取締役である奥田泰司から合同会社の組成及び運営ができる人物の打診を受けた当社代表取締役長倉統己が、10 年来の知人であったフロンティア社代表取締役金子嘉徳氏に相談し、協議を重ねた結果、平成 27 年 1 月初旬以降、フロンティア社が代表社員及び業務執行社員と

なり、奥田氏から紹介された、中山明氏が代表を務める株式会社クラウド、島崎由美子氏が代表を務める有限会社 SUN WORLD、佐伯猛志氏が代表を務める西宮ソーラー発電合同会社が社員となって、以下のとおり進んだとのことである。

3. 訂正の経緯

当社は、平成 27 年 3 月 16 日付「第三者割当による第 8 回行使価額固定型新株予約権の発行に関するお知らせ」におきましては、その検討段階から、割当決議（平成 27 年 3 月 16 日）、割当日（平成 27 年 4 月 1 日）、行使完了日（平成 27 年 7 月 6 日）に至るまで、当社奥田氏と西宮ソーラー発電合同会社代表社員佐伯猛志氏との人的関係については一切把握しておりませんでした。

また、第三者機関を使った割当先の社員の調査からもそのような事実は一切判明しておりませんでした。

当社奥田氏は、割当先はエコ・キャピタル合同会社であり、西宮ソーラー発電合同会社は、同社の出資比率 30%の社員でしかなかったこと、近親者といえども、ほとんど接点がなかったことから、人的関係の認識が希薄であったとのことでした。

また、割当時においてはエコ・キャピタル合同会社の代表社員及び業務執行社員となるフロンティア社が投資への意思決定をおこなうことを前提としていたため、割当先の社員につきましては、当社とは人的関係及び関連当事者の関係がない者と認識していたことから、当社奥田氏からの紹介であった旨の記載を行いませんでした。

このたびの、第三者委員会による当社の関連当事者を精査する過程において、当社奥田氏の近親者として佐伯猛志氏の存在が明らかとなったことから事実関係を明らかにすることといたしました。

4. 訂正の影響

当該新株予約権の割当額はそのすべてが平成 27 年 7 月 6 日までの行使により完了しております。

割当時においては、第三者機関を使った割当先の社員の調査を行い、また、割当予定先の払込みに要する財産の存在につき、当該新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し支障がない旨の確認書を割当予定先から受領し、自己資金を確保しており割当予定先の采配により割当予定先に必要額を振込む旨の確認書を割当予定先の社員から受領するとともに、割当予定先の預金通帳において当該新株予約権の発行価額に相当する 13,142,400 円以上の記載を確認し、割当予定先の社員からも当該新株予約権の行使総額に相当する合計 740,000,000 円以上の残高を金融機関が発行する残高証明の原本にて確認していたため、問題はないものと判断しておりました。

しかし、このたびの、当社奥田氏と西宮ソーラー発電合同会社代表社員佐伯猛志氏との人的関係による開示内容の訂正につきましては、割当先の選定における、より慎重かつ詳細な調査検討が必要であったとともに、当社役員による当社の関連当事者の理解と適切な適時開示の認識が不足していたことに起因しております。

また、本件に付随して、会計監査人より、当該新株予約権の平成 27 年 7 月 6 日付の

行使額 3.92 億円と、平成 27 年 7 月 31 日に取得しました自己株式の取得価額 3.96 億円が、近日の取引であり取引価格も近似であったことから、その関連性につき指摘を受け、当社内において検証を行いました。

検証の結果、当該新株予約権の行使と、自己株式の取得、またエコ・ボンドの営業取引においては、それぞれが独立した取引であるとの結論を会計監査人に報告しておりますが、検証の過程において、割当先の社員（出資者）に対する複数の資金供与先の存在が明らかになっているため、当社は引き続き慎重な検証をおこない、会計監査人と協議を行ったうえで、第 5 期定時株主総会招集通知、及び平成 27 年 8 月期有価証券報告書における大株主の状況につきまして、客観的に適切と思われる記載を行う考えです。

株主様・投資家をはじめ取引先及び市場関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

今後は、全社をあげて、平成 27 年 11 月 2 日付「経営改革委員会の設置、並びに第三者委員会の調査報告書に基づく再発防止策の概要の策定に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、今後の不明瞭な取引の再発防止、及び当社のコーポレートガバナンスの回復のために、経営改革委員会の管理・監督の元、再発防止策を策定実行し、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解をいただき、倍旧のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上